



契約は慎重に、高額な学習教材！

《相談內容 1》

訪問販売で高校一年生の娘にFAXセット付の学習教材を勧められた。「成績をトップにする自信がある」また「途中で解約もできる」などと言われたので、高額と思ったが100万円の契約をした。しかし、その後娘がFAXを利用した学習教材がおもうように使いこなせず、泣いて嫌がったので、解約をしてほしいと申し出たが解約できないと言われた。学習方法を理解できるよう説明してほしいと言っても、何の対応もしてくれず信用できなくなってしまった。(40歳代 主婦)

(40歳代 主婦)

〈處理結果〉

勧誘時に「途中で解約できる」と説明を受けた経緯を内容証明郵便で通知するよう助言。中途解約について自主交渉した結果、総額の2割の解約料を支払うことで合意した。

《相談内容 2》

訪問販売で2歳の子どもの幼児用教材を勧められ、53万円の契約をした。高額であることから家族に反対されたので、3日後に販売店に電話で解約を申し出た。しかし、「家族の反対があっても、あなたの強い意志で契約をしている」「教材を半分の量に減らすことができる」などと説得され同意してしまった。よく考えたところ必要がないので解約したい。(20歳代 主婦)

(20歳代 主婦)

〈机理結果〉

クーリングオフ（契約日より8日以内は無条件解除できる）期間中だったので販売店と信販会社へ画面で通知するよう助言。全面解除できた。

＜アドバイス＞

- クーリングオフの方法は必ず書面（ハガキを簡易書留扱い、または内容証明郵便）で通知する。
 - 口約束は証拠が残らないので、契約書面にしてもらう。
 - 契約をする前に、必要なものかなど冷静に考える。

性犯罪は女性の敵だ!

性的犯罪は「心の殺人」と言われるよう、被害に遭った女性を精神的にもひどく傷つけます。そのため、性的被害を受けている方が泣き寝入りしないために警察ではこのほど

【性暴力110番】

を設置しました。

▼性的被害に遭われた方
▼届け出をためらっている方
▼以前に受けた性的被害で悩んでいる方は一人で悩まず相談してください。警察は「こんなこと」とは決して思いません。相談することで問題解決の糸口が必ず見つかるはずです。

相談しやすいように、女性警察官が対応しています。秘密は必ず守りますので安心して相談してください。

【性暴力110番】の電話番号は、
☎ 055 (224) 5110
(24時間いつでも110番と覚えてください)

受付時間は、月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時まで(ファックスは二十四時間、休・祭日でも受け付けています)です。

なお、その外お困り事についての相談は、都留警察署までご連絡ください。

☎ (45) 0110